

石田内科 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

利用者： _____ 様

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 石田内科
- (2) 法人所在地 広島市西区己斐上2丁目11番3号
- (3) 電話番号 082-272-2121
- (4) 代表者氏名 理事長 石田 實

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問リハビリテーション
広島市 3410214369 号

(2) 事業の目的

石田内科 訪問リハビリテーション（以降事業所という）は計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とします。

- (3) 事業所の名称 石田内科 訪問リハビリテーション
- (4) 事業所の所在地 広島市西区己斐上2丁目11番3号
- (5) 電話番号 082-299-7503
- (6) 管理者 医師 石田 哲
- (7) 当事業所の運営方針

事業所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者としてします。

指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設年月 平成30年4月1日 (事業開始)

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 広島市 西区 (己斐・己斐上学区) とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜 (国民の祝日、お盆、年末年始を除く)。
受付時間	月曜～金曜 8:30～17:30

4. 職員の体制

石田内科訪問リハビリテーションでは、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。]

- | | |
|----------|---------------|
| 1. 管理者 | 1名 (診療所医師と兼務) |
| 2. 理学療法士 | 2名 |
| 作業療法士 | 2名 |

5. 提供するサービスと利用料金

指定訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) は、主治医の指示に基づき、要介護者 (介護予防にあつては要支援者) の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画 (介護予防訪問リハビリテーション) を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

指定訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の身体機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するように実施します。

<サービス利用料金>

- この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション (指定介護予防訪問リハビリテーション) が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。
- 規定した通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートルあたり25円を実費として徴収します。
- 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得ます。

	40分での訪問				60分での訪問			
	介護		支援		介護		支援	
	保健請求額	利用者負担額	保健請求額	利用者負担額	保健請求額	利用者負担額	保健請求額	利用者負担額
1割負担の方	5,849	649	5,652	628	8,766	974	8,487	943
2割負担の方	11,698	1,298	11,304	1,256	17,532	1,948	16,974	1,886
3割負担の方	17,547	1,947	16,956	1,884	26,298	2,922	25,461	2,829
加算名				負担割合	利用者負担額	算定回数等		
リハビリテーションマネジメント加算				1割	510円	月に1回		
(ロ)213単位 + ※270単位				2割	1,020円			
※医師が利用者又は家族に説明した場合				3割	1,530円	(483単位)		
サービス提供体制加算				1割	3円	1回につき (3単位)		
				2割	6円			
				3割	9円			
短期集中リハビリテーション加算				1割	211円	1回につき (200単位)		
退院・退所、初めて介護認定を受けてから				2割	422円			
3か月間				3割	633円			
認知症短期集中リハビリテーション実施加算				1割	253円	1回につき (240単位)		
退院・退所、初めて介護認定を受けてから				2割	506円			
3か月間 (1週に2日を限度とし算定)				3割	759円			
退院時共同指導加算				1割	633円	退院時1回 (600単位)		
入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加				2割	1,266円			
				3割	1,899円			
口腔連携強化加算				1割	53円	月に1回 (50単位)		
口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合				2割	106円			
				3割	159円			

利用料金のお支払い方法

前記(1)の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
もみじ銀行 己斐支店 普通預金 1566040
ゆうちょ銀行
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
※…引落日はサービス利用月の翌月26日 (土日、祝日の場合は翌営業日)

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 担当する職員の決定

サービス提供時に、担当の職員を決定します。サービス提供時には身分証明書を携行しております。

(2) 担当する職員の交替

利用者はいつでも担当者の変更を申し出ることができます。その場合、当事業者は訪問リハビリテーションの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限りご相談に応じます。

当事業者は、正当な理由がある場合には担当者を変更する場合があります。その場合には事前に利用者の了解を得ます。

7. 人権の擁護および虐待の防止について

石田内科 訪問リハビリテーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為に次の措置を講じます。

- (1) 人権擁護、および虐待の防止に関する体制の整備
- (2) 人権擁護、および虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 人権擁護、および虐待を防止するための制度（成年後見等）の活用、利用支援

石田内科 訪問リハビリテーションは、利用者に対する虐待を発見した場合には、市町村へ速やかに通報するなど虐待問題解決への迅速かつ適切な対応に努めます。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

① 苦情解決責任者

在宅介護部長 中根 正博

② 苦情受付

苦情受付担当者 住田 ちひろ（理学療法士） 082-299-7503

③ 苦情解決の方法

当事業所における苦情やご相談は苦情受付担当者が随時受け付けます。受付した苦情は苦情解決責任者が苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

本事業者で解決できない苦情は広島県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市・西区役所 健康長寿課 介護保険係	所在地 広島市西区福島町二丁目 24 番 1 号 電話番号 082-294-6585・F A X 082-233-9621 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00
国民健康保険 団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号 082-554-0783・F A X 082-511-9126 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 30
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町 12 番 2 号 電話番号 082-254-3411・F A X 082-256-2228 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00
広島市介護保険課 事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話番号 082-504-2183・F A X 082-504-2136 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

石田内科 訪問リハビリテーション

説明者職名	理学療法士	氏名	住 田	ちひろ	㊞
	作業療法士	氏名	中 村	淑 仲	㊞
	理学療法士	氏名	寺 田	知 沙	㊞
	作業療法士	氏名	石 原	みのり	㊞

私は、本書面に基づいて石田内科訪問リハビリテーションから重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 広島県広島市西区己斐上四丁目 18 番 21 号

氏名 ㊞

代理人 住所

氏名